



「住宅ローン年末残高証明書の電子交付」の事前準備について

横浜銀行では、お借入期間が10年以上かつお借入日が2025年1月以降のリフォームローンをご利用中のお客さまへ、住宅借入金等特別控除の申告等に利用する「住宅ローン年末残高証明書」を電子交付します。

お客さまのマイナポータルに「年末残高情報」（確定申告用）または「住宅控除証明書」（年末調整用）が電子データで配信されますので、マイナポータルとe-Taxを連携することで、確定申告などにそのままご利用いただけます。

住宅借入金等特別控除の適用を希望される方については、マイナポータルへ電子データを配信するために、①当行へのマイナンバーのご申告 と、②マイナポータルとe-Taxの連携 をお願いします。

なお、お客さまが住宅借入金等特別控除の適用対象になるかどうかは、税務署にお問い合わせいただくなど、お客さまご自身でご確認くださいませようお願いします。

（ご参考）国税庁ウェブサイト

増改築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1211-4.htm>

●ご対応をお願いしたい事項

ご対応事項	ご対応期限
①当行へのマイナンバーのご申告 ^{（注1）} 当行へマイナンバーのご申告がお済みでない方は、マイナポータルより横浜銀行への付番申請をお願いします。ご対応期限までに付番を完了してください。 ^{（注2）}	お借り入れされた年の 12月31日
②マイナポータルとe-Taxの連携 「e-Taxからの情報取得を希望する」の設定をお願いします。 ^{（注3）}	

（注1）マイナンバーのご申告をされなかった場合、年末残高情報はマイナポータルへ連携されません。住宅借入金等特別控除のお手続きをされる場合は返済予定表などの書類をもとにご対応をお願いします（書面の年末残高証明書は発行いたしません）。

（注2）「ご自身のスマートフォンでマイナポータルから『金融機関へのマイナンバーの届出申請』をおこなう手順」をご参照ください。マイナポータルでの申請から完了まで通常2～3週間を要します。完了次第、マイナポータルの「お知らせ」に結果が通知されます。

（注3）国税庁ウェブサイト「住宅ローン控除の確定申告には事前準備が必要です！」をご参照ください。

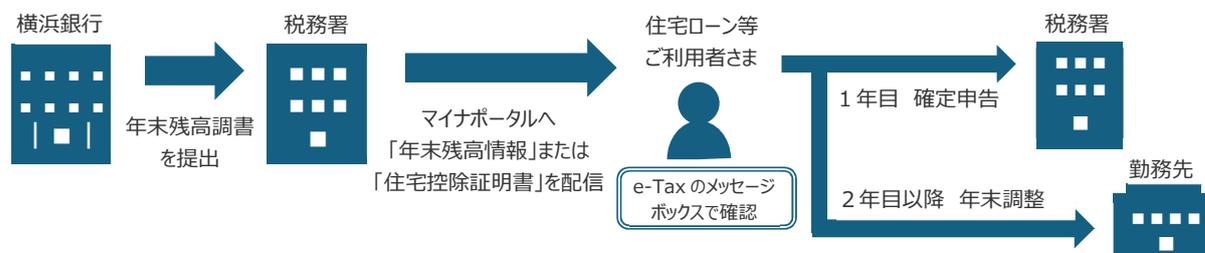
※（別紙）「年末残高証明書電子化の仕組みと確定申告、年末調整のお手続きについて」もご確認ください。

(別紙) 年末残高証明書電子化の仕組みと確定申告、年末調整のお手続きについて

(1) 年末残高証明書電子化の仕組み

お借入期間が10年以上かつお借入日が2025年1月以降のリフォームローンをご利用のお客さまに、以下のとおり「年末残高情報」(お借入れ1年目)または「住宅控除証明書」(お借入れ2年目以降)がマイナポータルに配信され、e-Taxのメッセージボックスへ格納されます。

詳しくは国税庁ホームページなどにより、ご確認ください。



対象	配信される情報	配信時期	格納場所
お借入れ1年目のお客さま	年末残高情報	お借入れ2年目の2月中旬	マイナポータルに配信された情報は、e-Taxのメッセージボックスに格納されます。※2.
お借入れ2年目以降のお客さま	住宅控除証明書※1	11月中旬	マイナポータルに配信された情報は、e-Taxのメッセージボックスに格納されます。※2.

※1 確定申告時に、住宅控除証明書の交付方法について「e-Taxによる交付」を希望された場合に配信されます。

※2 「マイナポータルとe-Taxのご連携」がお済みでない場合は、e-Taxのメッセージボックスで確認できません。

(2) 確定申告

マイナポータルより配信された「年末残高情報」は、確定申告に使用できます。

(3) 年末調整

お勤め先の対応状況により以下のいずれかの対応となります。詳しくはお勤め先にご確認ください。

お勤め先の対応状況	「住宅控除証明書」の提出方法
お勤め先の年末調整が電子化対応済みの場合	「住宅控除証明書」を所定の方法で勤務先に提出します。
お勤め先の年末調整が電子化未対応の場合	「住宅控除証明書」を印刷し勤務先に提出します。

(4) 注意事項

マイナンバーのご申告をされなかった場合は、年末残高情報をマイナポータルへ連携できません。確定申告で住宅借入金等特別控除のお手続きをされる場合は、返済予定表などの書類をもとにご対応をお願いします(書面の年末残高証明書は発行いたしません)。

詳しくは国税庁ウェブサイトをご確認ください。

国税庁ウェブサイト「住宅ローン控除の適用に係る手続(年末残高調書を用いた方式)について」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jutaku/index.htm>